

項目 6 : 市民等の役割

<事務局条文案>

市民等は、第3条に規定する基本理念に基づき、自らの地区に関心を持つとともに、地区の発展に向けた取組に、積極的に参画するものとする。

Memo:

※他市の参考例

①嬉野市地域コミュニティ条例（市民の役割）第5条

市民は、基本理念に基づき、地域への関心を高めるとともに、地域におけるまちづくりの推進に努めるものとする。

②松山市地域におけるまちづくり条例（市民の役割）第5条

市民は、基本理念に基づき、地域への関心を高めるとともに、地域におけるまちづくりの推進に努めるものとする。

③京都市地域コミュニティ活性化推進条例（地域住民の役割）第6条

地域住民は、地域コミュニティの重要性を理解し、地域活動に積極的に参加し、及び協力することにより、地域コミュニティの活性化の推進についての役割を果たすものとする。

- 2 地域住民は、地域自治を担う住民組織に多くの地域住民が主体的に参加する状況となることを目指し、地域住民相互の交流及び共同についての役割を果たすものとする。

④豊中市地域自治推進条例（地域住民の責務）第5条

地域住民は、地域に関心を持つことにより地域コミュニティを活性化し、地域の課題解決に向けた取組に積極的に参画するよう努めなければならない。

⑤越前市地域自治振興条例（市民等の役割）第5条

市民等は、自主性及び自己の責任に基づいて、地域自治の活動に積極的に参画するものとする。

⑥宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（市民等の責務）第5条

市民等は、自らの意見と行動に責任を持ち、宗像市全体の利益を考慮しながら、市民参画、協働及びコミュニティ活動に積極的に関わるよう努める。